

学習会などにお役立てください

## 男女平等参画推進事業支援のご案内

～例えば、こんな内容の学習会などを考えている方に～

男女の自立促進、男性の育児休暇取得への理解 …

佐倉市では、佐倉市内にお住まいの方や、事業者の方が開催される、男女平等参画社会づくりに関する学習会を支援します。

### 対象事業

「佐倉市男女平等参画基本計画」に沿う、5人以上のグループで開催する学級・講座・講演会・会議等

～例えば、こんな内容の学習会などを考えている方に～

男女の自立促進、女性への暴力根絶、男女平等参画の視点からの防災 …

※対象とならない事業もあります。詳細は、自治人権推進課までお問い合わせください。

※オンラインで開催される講座・講演会も対象となります。

### 佐倉市からの支援

講師の謝礼金等に対し、申請 1 件につき 3 万円まで を支援します。

なお、講師等は、市と主催者が協議し決定します。

※参加人数により限度額がございます。詳細は、自治人権推進課までお問い合わせください。

### 申し込みから支援までの流れ

①事業実施月の前々月の 1 日（閉庁日の場合は、その直前の開庁日）までに、市に必要書類を提出してください。新型コロナウイルス感染症対策についてもご提出ください。

[受付] 佐倉市役所 自治人権推進課 [4号館3階] 午後5時まで

※ただし、閉庁日は受付できません。

②市が申し込み内容について確認します。

③事業主催者と市が協議し、派遣する講師等を決定します。

決定後、主催者は講師へ講義内容や、日程等の打ち合わせをしてください。

④事業実施後、事業実施者は市へ報告書を提出してください。

[申し込み・お問い合わせ]

佐倉市 市民部 自治人権推進課 [佐倉市役所 4号館 3階]

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地 電話 043-484-1948 / Fax 043-484-1677

